

徳島県告示第六百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	三加茂東祖	池上一〇七番一地主先まで	旧	三・四〇・九	三三二・七
4	谷山	池上一三二番一地主先から 三好郡東みよし町西庄字 池上一〇七番一地主先まで	旧	三・四〇・九	三三二・七
		池上一〇七番一地主先まで	新	三・四〇・九	三三二・七
		池上一〇七番一地主先まで 三好郡東みよし町西庄字 出口三九番五地先から	新	三・八〇・六	八六六・〇
		池上一〇七番一地主先まで 三好郡東みよし町加茂三 四三九番四地先から	新	三・八〇・六	八六六・〇
		池上一七番一地主先まで 同 西庄字	新	三・八〇・六	八六六・〇